

フランスの家族給付への孤児手当の導入



フランスの家族給付制度（つまり家族手当制度、わが国では児童手当制度と呼ばれている）は、制度の適用の点で全国民化され、給付面においても相当に高い水準をもっており、世界でもっとも進んだ制度の一つとみられる。

1970年12月23日の法律は、この家族給付制度に「孤児手当」を導入し、孤児の養育責任者と片親の家族に対する新しい家族給付が新設されることになった。これにより、従来から設けられていた家族手当、単一賃金手当、産前手当、出産手当、住宅手当、心身障害児特別教育手当に今回の孤児手当が加えられ、フランスの家族給付制度では七種の家族給付が備えられることになった。

今回の新しい法律によると、この孤児手当は、両親ともにいないまったくの孤児、いわゆる民法上の親の一方をもたない子、あるいは

両親ともいるにもかかわらずその父親が法律上その資格を認められていないような家族の子に対して手当が支給されることになった（その意味からすると必ずしも孤児手当ともいえない）。なお、未婚の母親の子もこの法律では手当の支給対象とされることになった。これから理解されるように、これまで家族給付制度の利益を受けていなかった特殊な家族の子どもたちに家族給付を支給しようとするものである。

この孤児手当は、従来の家族手当が第2子から支給されていたのと異なり、一人子に対しても支給され、両親ともいないまったくの孤児については、その子の養育に当たる者に手当が支給される。この手当はまた、心身障害児特別教育手当の場合と同じく、手当の支給要件としての職業活動ということを排除し

ている。すなわち、例えば2人以上の子どもを養育する寡婦の場合の通常の家族手当は、原則としてなんらかの職業活動をおこなっているということがその支給要件とされたのに対して、孤児手当ではそのような要件が不要のものとされたのである。

他方、この孤児手当はその他の各種家族給付とは併給されないことになっている。その理由は、孤児手当の目的が不完全な家族での子どもの養育から生ずる困難な問題を解決することにあるからである。従って、家族給付制度の本来的目的としての「家族負担」や「多子」に対する保障というよりも、むしろその他の「孤児」や「片親」あるいは「未婚の母親」という特殊事情から生ずる問題の解決のための一つの施策としての意味がもたされているといえよう。

孤児手当は命令で定められる一定限以上の所得をもつ者に養育される子の場合には支給されない。

孤児手当の手当額は、通常の家族手当の算定基礎とされる「基準賃金」をもととして決定されるものとみられているが、この点につ

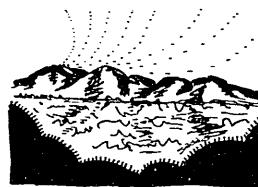
き命令はおそらく、片親をもつ子の場合一子につき60 フラン、まったくの孤児の場合一子につき 120 フランの手当額を定めることにな

るとみられる。

ISSA, *International Social Security Review.* No. 1, 1970.

(上村政彦 健保連)

西ドイツの社会法典作業



連邦労働大臣によって任命された社会法典専門家委員会は、約 1 年にわたる作業ののち、社会法典の総則部分についての要綱を決定した。すなわち、同委員会は、連邦政府との密接な協力のもとに、6 つの部会、とくに北ライン・ヴェストファーレン州社会裁判所長官 Peters 博士を長とする総則部会の数多くの会合での基礎的準備ののち、社会法典の総則部分について包括的な構想をまとめた。

社会法典専門委員会は、同委員会の以前の勧告にそって、その要綱のなかで、とくに社会保険の全法律、雇用促進法、教育促進法、児童手当法、社会扶助の法律、青少年扶助の法律および連邦援護法を社会法典のなかに入れるべきであるということについては反対し

ている。同委員会は、総則部分の内容と構成についてつぎのとおり提案している。

第 1 章「社会権」*Soziale Rechte* では社会保障の分野全般を規定すべきである。これによって立法と裁判で基本法の社会国家的約束条項が認めていたる刻印およびたとえばヨーロッパ社会憲章に表現されるような国際的法律発展につながるだろう。第 1 章「社会権」は、関連の法律形式を除き、具体的な個々の請求権ではなく、本質的には市民の社会法的地位を保証するとともに、行政、裁判、および立法者についても透明にすべきである。

第 2 章「指定規定」*Einweisungsvorschriften* は、社会法典の分野で与えられる給付請求権を有する市民およびそれに対する管轄事務所

を社会権の行使を容易にするために指定すべきである。なかんずく、管轄の給付実施者に情報提供および相談業務を行なうことを義務づけ、さらにすべての件について管轄する一般相談所を設けるべきである。

第 3 章「共通規定」では、社会法典のすべての対象分野に共通して適用される規定、たとえば給付権の原則や給付受給者の協力義務を規定すべきである。これによって社会法典の個々の対象分野は総則部分すでに相互に調和され、固く結びつけられるであろう。

社会法典専門家委員会が決定した要綱に基づいて、連邦労働社会省はもっか社会法典の総則部分についての法案を作成中であり、近くすべての関係者とその法案について協議する予定となっている。連邦政府は、今立法期に総則部分についての立法作業を行ない、広範な立法作業の最初の一区切りをつける意向のようである。

Sozialgesetzbuch macht Fortschritte, Die Sozialversicherung, Juli 1971, S. 196.

(石本忠義 健保連)